

金沢市被災宅地等復旧費補助金交付制度

地震により被害を受けた宅地の早期復旧と、被災者の負担軽減を図るため、宅地に関する復旧工事費等に要する費用を補助します。

基本要件

対象者 市内にある被災した宅地の所有者、管理者又は占有者
(管理者又は占有者は所有者から工事の施工について承諾を得たものに限る)

対象地 令和6年能登半島地震発生時に住宅(民間企業や団体等の社宅や寮は含まない)の用に供されていた土地

対象工事 令和6年1月1日以降に着手した以下の工事が対象です。

(1) 復旧工事

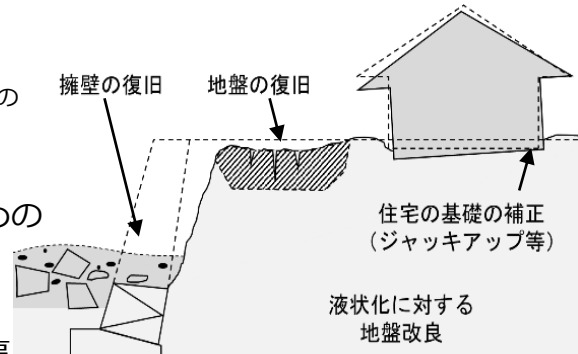
- ・のり面・擁壁の復旧工事
 - ・地盤の復旧工事
- ※復旧工事は原形復旧が原則ですが、構造基準を満たすものへの変更は可能です。

(2) 地盤改良工事

液状化が発生した区域における再発防止のための住宅建屋下の地盤改良工事

(3) 住宅基礎の傾斜修復工事

住宅建屋の基礎の沈下又は傾斜を修復する工事



補助額

対象工事に要する額から50万円を控除した額に2/3を乗じた額で766.6万円が上限になります。

※対象工事額とは、調査、設計、工事に要した費用の合計です(消費税及び地方消費税を含む)。

〈制度活用の例〉

復旧工事に要する費用

壊れた擁壁の復旧費	100万円
陥没した地盤の復旧費	50万円
住宅基礎の傾斜修復費	500万円
計	650万円

補助金額の算定

$(650万円 - 50万円) \times 2/3 = 400万円$

〈補助金算定の例〉

対象工事額	補助金額	自己負担額
50万円	0万円	50万円
200万円	100万円	100万円
800万円	500万円	300万円
1,200万円	766.6万円	433.4万円

「被災宅地等の相談窓口」のご案内

金沢市役所第一本庁舎4階 被災者生活支援総合窓口内

[専用ダイヤル ☎076-220-2858]

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市 危機管理監 危機管理課 被災地区復旧推進室